

令和2年3月19日

教育委員会総務課行政係 内4530

生涯学習課青少年教育係 内4669

文化財保護課文化財活用係 内4692

群馬県部設置条例等の改正に伴う教育委員会規則の改廃について

1 内容

令和2年4月1日付け組織改正において、地域振興、文化振興等の関連施策を一元的に進める観点から、社会教育に関する教育機関（近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館、土屋文明記念文学館）及び文化財保護に関する事務が知事部局に移管されます。

これに伴い、令和2年第1回定例県議会において「群馬県部設置条例」他、関連する条例の改正が議決されたことから、条例を参照している次の教育委員会規則を改廃することを、教育委員会会議3月定例会に附議します。

2 改廃する教育委員会規則

(1) 改正

- 教育長に対する権限委任に関する規則
- 群馬県教育委員会事務局教育事務所設置に関する規則
- 群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則

(2) 廃止

<社会教育施設関係>

- 群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則
- 群馬県立美術館及び群馬県立歴史博物館組織規則
- 群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則
- 群馬県立自然史博物館組織規則
- 群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則
- 群馬県立土屋文明記念文学館組織規則
- 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則

<文化財保護行政関係>

- 群馬県文化財保護条例施行規則
- 群馬県文化財保護審議会条例施行規則
- 群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則
- 群馬県銃砲刀剣類登録審査委員規則

3 施行期日

令和2年4月1日